後期高齢者医療制度のお知らせ

問 伊奈庁舎国保年金課 (内線4407)

被保険者証を送付します

令和4年度は、後期高齢者医療制度の改正により被保険者 証を2回送付します。

■送付時期・交付年月日・有効期限

送付時期	交付年月日	有効期限
令和4年7月中 (1回目)	令和4年8月1日	令和4年9月30日
令和4年9月中 (2回目)	令和4年10月1日	令和5年7月31日

- ※特定記録郵便で送付します。
- ※制度改正の影響がない3割負担の方の被保険者証や、制度改正後も1割負担のまま変更が生じない方の被保険者証についても、2回交付となります。
- ※制度改正の詳細については、広報つくばみらい4月号14ページまたは市ホームページをご覧ください。

納入通知書を送付します

令和4年度の後期高齢者医療保険料の納入通知書を7月 12日火に発送予定です。通知書が届きましたら、保険料額や納付方法をご確認ください。

■納付方法

- ▶普通徴収(納付書払いまたは□座振替払い)の場合 同封の納付書または□座振替により、各納期限までに納付 してください。□座振替の場合の振替日は、各納期限日に なるので、それまでに預貯金残高をご確認ください。
- ▶特別徴収(年金天引き)の場合

年金支払いの際に保険料が差し引かれるため、ご自身での 納付は必要ありません。

パブリック・コメントを募集します

間 谷和原庁舎プロジェクト推進課(内線5502)

市ホームページは こちら

市では、地域の活性化や産業の振興に向けた新たな産業拠点の形成を図るために、茨城県による工業団地(福岡工業団地第2期地区)の造成事業を推進しています。この事業に伴い、新しく整備される土地の区画などに合わせた新しい町名案に

- **ついて**、パブリック・コメント(意見公募)を実施します。 ▶閲覧および意見募集期間:7月4日(1)~8月2日(火)
- ▶意見を提出できる方:市内に住所を有する方、市内に事務所または事業所を有する方、市内の事務所または事業所に勤務している方、市内の学校に在学している方、市に対して納税義務を有する方、本事業に利害関係を有する方
- ▶閲覧場所:市ホームページ、伊奈庁舎市民窓□課、谷和原庁舎 プロジェクト推進課、各公共施設(みらい平市民センターを除く) ※閉庁日は、各庁舎の日直が対応します。また、各施設で の閲覧は休館日を除きます。

▶意見の提出方法:

〇市ホームページ上の「意見提出専用送信フォーム」を利用して提出

〇閲覧場所に設置してある「意見提出用紙」に記入のうえ、伊奈庁舎市民窓口課または谷和原庁舎プロジェクト推進課への直接持参、谷和原庁舎プロジェクト推進課への郵送または FAX (0297 - 52 - 3996) により提出

3 広報紙を読む頻度を教えてください。

毎月読む 2~3カ月に1回 半年に1回 年に1回 ほとんど読まない

- 4広報紙の満足度を教えてください。満足普通不満
- 5 広報紙について改善してほしい部 分を教えてください。

6 よかった記事を教えてください。

0 よかつに記事を教えてください。

 広報紙への意見・感想・掲載して ほしい情報などがあれば教えてく ださい。